忠岡町加齢性難聴補聴器購入費用助成事業について
（事前申請制）

概要

高齢者が補聴器を購入する場合に要する費用の一部を助成することにより、加齢性難聴による閉じこもりを予防し、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を促進し、健康増進に資することを目的に、高齢者の補聴器購入費用の一部を助成します。

１．対象となる方（以下の要件をすべて満たす方）

□ 忠岡町の住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の方。

□ 次のいずれかに該当する方

- 町民税非課税世帯または生活保護受給世帯に属する方
- 町民税課税世帯のうち、世帯員全員の合計所得金額がそれぞれ 210 万円以下の世帯に属する方

※申請月が４月から５月の場合は前年度の町民税、６月から翌年３月の場合は当該年度の町民税を対象とする。

□ 医師から補聴器が必要（両耳の聴力レベルがそれぞれ 40 デシベル以上）と認められた方。

□ 身体障害者手帳（聴覚障害）を所持していない方。

２．助成内容

□ 左右いずれかの耳に装用する補聴器本体１台分の購入費用。１人１回限り。

□ 管理医療機器として認定された補聴器購入にかかる費用の２分の１。
ただし、上限額 50,000 円。（課税世帯に属する方は 25,000 円）

⚠ 助成対象外

□ 故障、修理、メンテナンスなどの費用及び集音器の購入費並びに診察料、検査料、証明書料、送料その他購入のために要した費用。

３．注意事項

□ 助成決定前に購入した機器は助成対象となりません。

□ 決定通知書到着後に補聴器を購入のうえ、決定日から原則２か月以内に助成金を請求してください。

4. 必要書類

申請時

① 加齢性難聴補聴器購入費用助成申請書

② 加齢性難聴補聴器購入費用助成医師意見書（身体障害者手帳指定医師作成のもの）

③ ②の意見書に基づき、言語聴覚士又は認定補聴器技能者が所属する補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書

請求時

④ 加齢性難聴補聴器購入費用助成金請求書兼口座振替依頼書

⑤ 町から送付された助成決定通知書の写し

⑥ 補聴器の購入に係る領収書

※①②④⑤については指定様式、③⑥については任意様式です。

5. 助成の流れ

相談
- 福祉課へご相談ください。

受診
- 身体障害者手帳指定医師のいる耳鼻咽喉科等を受診し、医師により補聴器が必要と認められた場合は医師意見書を記入してもらってください。（受診料、意見書作成料はご本人様の負担となります。）

見積
- 医師が作成した意見書を持って**言語聴覚士又は認定補聴器技能者が所属する補聴器販売事業者**にて補聴器の見積書をもらってください。（補聴器は管理医療機器として認定されたものに限ります。）

申請
- 福祉課へ申請してください。
- 内容を確認後、町から決定通知書と請求書兼口座振替依頼書をお送りします。

購入
- 決定通知書到着後、補聴器を購入し、原則２カ月以内に請求書兼口座振替依頼書に領収書を添付し、助成決定通知書の写しと併せて提出してください。

助成
- 助成金をご指定の口座に振り込みます。